

の体實に乞食の如し。藤江村の人別なれども、田地も持たず。所謂頭振の百姓にて、僅に祝儀を貰ひ渡世するのみなりし故、今に至り藤江村に居住すれど、貧窮にせまれりとぞ。

○舞々大夫事略

舞々は、俳優家の名目なりけむ。七十一番職人歌合に、白拍子の次に曲舞々と記し、舞人の圖を記載して歌に、

忘れ行く人もむかしのをとこ舞

くるしかりける戀のせめ哉

右歌合の名目にて見れば、いにしへは女の舞人を白拍子と稱し、男の舞人をば舞々と呼びたりしと聞ゆ。さて當代記といへるものに、天正元年八月廿八日、江州淺井下野守城被責落則切腹。鶴松太夫と云ふ舞々介錯して、腹を切り、殉死する由見たり。又小瀬甫庵の太閤記に、天正十一年四月越前北庄柴田勝家籠城せし時、舞まひ善太夫・右筆上坂大炊助等、覺悟を極め籠城すとあり。三壺記には、舞まひ幸若大夫・山口一露齋等何れ茂追腹の者共也と載せたり。按ずるに、舞々大夫の籠城して殉死せしもの、皆領主の寵

に預りし故なるべし。吾が舊藩祖大納言利家卿も舞々大夫をば賞翫し給ひけん。能登國羽咋郡上田村に居住せる舞々三郎太夫といふ者所持する印書に、
於能州羽咋郡押水庄上田村居屋敷三百五十歩之處、任天正年中先判之旨宛行畢、諸役等無相違令免除者也。依如件。

承應貳年三月廿二日

印

舞々三郎太夫

右三郎太夫は、寶曆十四年の舊蹟等調書にも、羽咋郡上田村舞々三郎太夫御印引屋敷高壹石七斗五升とありて、天正年中利家卿能登入部の頃より賞翫し給ふにより、居屋敷を賜はり、諸役を免ぜられしにや。また慶長十年の富山養老附士帳に、諸職人中に舞々武右衛門とあり。是は二世贈大納言利長卿召置かれし舞々大夫なり。三世中納言利常卿は殊に幸若舞をば賞翫し給へり。四世少將光高卿も賞翫せられけん。諸士言行録に云ふ。寛永十九年九月、江戸辰口の御館にて井上清兵衛、有澤太郎左衛門を討果したる頃、或夜幸若を召して舞を命ぜらる。于時太郎左衛門の弟孫作は

泊番敷と陽廣公尋ねさせ給ふ。則泊番の由申上る。八嶋の舞は孫作が聞かば快くあるまじ、止めさせよと仰せられ、さて孫作を召して御盃を下され、落涙し給へり。八嶋の舞は繼信が討死して、忠信死骸を尋ぬる事あればなり。と見ぬ、武家耳底記には、或年重陽の日江戸御館にて有澤孫作を井口清兵衛切掛けて、孫作深手を負うて死せり。清兵衛は切腹命ぜられたり。四・五日過ぎて或夜幸若來り、御前にて舞を命ぜられ、夜討會我を舞ひけるに、十郎が首を一目見て、鬼のやうなる五郎もといふ處にて、おけく／＼と仰せられ、則舞納めたり。暫くありて、有澤次郎吉も次に居て聞きたるべし。定めて難儀しつらんと御意也。次郎吉は孫作が弟也。さて次郎吉を御前へ召し、盃を下され、落涙し給ふ。と載せたり。此は前顯の一件をば過聞せしものなるべし。又利常卿小松在城し給ふ頃の事は、藤田安勝筆記に、幸若九右衛門・同小四郎と申して、父子共御在國の時分は小松に罷在。是は大かた毎夜御夜詰相濟、御寢間御床へ被爲入候へば、御次之縁側へ罷出、舞を一番宛語り、相濟退出いたしけり。此儀は御夜詰の内に、今夜は何を可被仰

付哉と古市孫三郎など窺ひ、相極申渡けり。御機嫌よき時分は御自身にも御唄被遊。津田玄蕃儀舞承度時分は、相残り表御居間縁側に罷在承りけり。對馬・因幡杯は遠慮に存候哉、右の邊にて承る事相見え不申。とあり。また山本基庸の夜話録にも、御夜詰相濟、中村久越も歸り、例の幸若小左衛門茂歸り申後、左門殿誘引にて、御寢間へ召候て云々。といふこと見ぬ、毛利隼之助の拾纂名言記に、萬治元年十月十一日の夜御膳も被召上、其の上猪の子の御祝餅をも上る處、例之通りには不被召上。御夜詰過ぎて、何茂罷歸り、御寢成申までは、毎夜幸若九左衛門が舞を御聞被遊ゆゑ、其夜も舞濟みて、九左衛門罷歸りて、八つ時過に頓死し給ふよし見たり。温故遺文に載せたる豊嶋安右衛門言上書に、
一、陽廣院様の御奉公申上候まひ舞伊藤八右衛門・伊藤彦左衛門と申者兩人、日比御目被下、毎度まひを被仰付候處に、陽廣院様御逝去之砌、從微妙院様御扶持被爲放候。右之内彦左衛門は病死仕候由。八右衛門は他國仕、せがれを取立、身上をかせき申候處に、一子を失申候而御國へ罷